

関係者 各位

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 船舶「万里号」点検整備等業務（オープンカウンタ方式による）
- 2 施 行 場 所 愛知県新城市川合字大嶋地内 宇連ダム
- 3 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和7年12月26日まで
- 4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 次に掲げる条件を満たしている者であること。
・本業務の実施に関し、法律上必要とされる資格を有すること。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りません。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提 出 方 法 FAX又は電子メールによる。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。）による。
 - 3) 提 出 期 限 令 和 7 年 9 月 29 日 12:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所
TEL 0532-54-6502 FAX 0532-54-6517
メールアドレス: nyukei_toyogawa@water.go.jp
 - 5) 担 当 者 独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所 経理課 佐伯
 - 6) 質 問 書 令 和 7 年 9 月 19 日 12:00 まで
提出期限 ※質問の回答については、提出期限の翌日12:00までにHPに掲載します。
 - 7) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年9月30日12:00 までとします。
 - 8) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

船舶「万里号」点検整備等業務

仕 様 書

令和7年9月

独立行政法人水資源機構
豊川用水総合管理所

第1章 総則

第1節 総則

この仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が施行する船舶「万里号」点検整備等業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務概要

本業務は、水源管理所が管理している船舶の点検及び整備等を行うものである。

2-1 業務場所

愛知県新城市川合字大嶋地内 宇連ダム

2-2 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和7年12月26日までとする。

2-3 業務数量

業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりである。

第3節 一般事項

3-1 履行範囲

本業務の履行範囲は、船舶「万里号」の以下に示す点検整備等である。

名称	数量	作業内容
船舶陸揚げ・揚げ下ろし	1式	船舶陸揚げ、揚げ下ろし、係留
船外機分解整備	1式	船外機の取外し・取付け、不具合箇所の整備
船舶点検	1式	別紙-1の船舶点検チェックシートによる点検
船舶検査受検代行	1式	検査申請及び検査時の立会

3-2 業務の履行条件

1. 受注者は、本業務の履行中に貯水池内にグリス・オイル等の油脂類を落とさないよう十分注意し、落下の危険性のある箇所については、養生等の対策を講じるものとする。
なお、油脂類の流出等があった場合は、至急担当職員に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。
2. 受注者は、作業着手時及び作業終了時に船舶の状態を確認するとともに、作業終了時に船舶の点検及び整備等を確実にを行ったことを確認するものとする。
3. 担当職員は、船舶及び施設の鍵を貸与するものとする。
4. 受注者は、履行中に船舶及び設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において修復を行うものとする。

第4節 履行一般

4-1 支給品

本業務において次のものを支給する。

1. 燃料

船舶の試運転等に必要な燃料を支給する。

4-2 貸与品

本業務において次のものを貸与する。

1. 揚陸用ジブクレーン
船舶陸揚げ・揚げ下ろしに必要となるジブクレーンを貸与する。
2. インクライン
船舶の揚げ下ろしに必要となるインクラインを貸与する。

4-3 異常発見時の対応

1. 船舶の点検の結果、不具合を発見した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、不具合状況、原因、修復若しくは改造の方法、改善推奨時期及び概算費用等の検討資料を作成し、不具合報告書により担当職員に報告するものとする。
2. 不具合箇所のうち、点検結果等に基づき実施する調整及び小規模な修理等は本業務に含まれる。ただし、専門性が高く、高度な技術調査・検討または相当の費用を要するものについては、発注者と協議するものとする。
なお、調整及び小規模な修理等とは、汎用工具及び機器に備えられている調整用工具等による機器の調整、予備品の取替等による処置、並びに本業務履行により生じた塗膜損傷箇所の補修塗装をいう。
3. 本業務の履行期間中、本業務の作業時以外で船舶及び設備等の故障や不具合等が発生した場合、発注者が修復等を受注者に要請する場合がある。この場合は、協議の上で修復等の実施を決定するものとする。
4. 本業務の履行範囲外に異常を発見した場合には、速やかに担当職員に報告するものとする。

第5節 図書類等

5-1 提出図書

受注者は、次の図書を担当職員に提出するものとする。

(1) 業務完了時に提出するもの

- ① 点検報告書（点検総括表、船舶点検チェックシート、不具合箇所整備報告書等）
- ② 履行写真（電子媒体）

なお、電子媒体を提出する際には、ウイルス対策ソフトによるウイルスチェックを行うものとする。

項目	ファイル形式	備考
履行写真	jpeg形式	1枚当たりのデータ容量は約600kB以下とする。

(2) その他担当職員が指示するもの

5-2 貸与図書

受注者からの申し出により、本業務に関係のある資料を貸与するものとする。

第6節 現場発生品

取替を行った旧部品等は、受注者の責任において適正に処分するものとする。

第7節 安全管理

受注者は、安全衛生に関する責任者を定め、業務中のすべての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示、現場立入規制等を設け、業務関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な資機材を設置し、保安、防災、衛生等の現場管理に万全を期さなければならない。

第8節 風紀・環境保全

8-1 風紀

受注者は、業務関係者の風紀に留意し、地元住民の風俗、習慣を尊重し、業務関係者並びに地元住民との間に紛争が生じないように、十分な指導と万全の処置を講じなければならない。

8-2 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、本業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求、または業務の妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入等を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、発注者とも連絡を密に取り、工程等影響を与えられた場合は、協議するものとする。

8-3 環境保全

1. 受注者は、本業務の履行にあたり、作業区域内及び周辺地域の環境保全に十分配慮しなければならない。
2. 本業務に携わる作業員は、作業現場内及びその周辺に生息・生育する動植物をみだりに捕獲・採取してはならない。

第9節 情報の漏洩、窃盗等の対策

受注者は、業務の履行のため、パソコン等の情報機器を使用するにあたり情報の漏洩、窃盗等の対策をとらなければならない。対策については、個人情報保護法、情報セキュリティ関連法令等に準拠しなければならない。

また、水資源機構情報セキュリティポリシーの入手が必要な場合は、発注者に提示を依頼するものとする。

第10節 設備の操作

設備の操作は設備構造に熟知した技術者をあてるものとし、特に貸与する揚陸用ジブクレーンの運転においては、資格を有する者が行うこととする。

第11節 疑義等

本仕様書の内容について疑義がある場合は、発注者と協議するものとする。

第2章 点検整備等

第1節 船舶の仕様

船舶「万里号」の仕様は以下のとおりである。

船種及び船名		汽船 万里号	
船舶番号、船舶検査済票の番号 又は漁船登録番号		第240-33424号	
船籍港又は定係港		愛知県新城市 (新城市川合字大鳴地内 宇連ダム)	
総トン数、船舶の長さ		5トン未満、6.34メートル	
用途		作業船	
船舶所有者		独立行政法人 水資源機構	
航行区域又は従業制限		平水区域	
最大とう載人員		10人	
制限汽圧			
その他の航行上の条件		日没から日出までの間の航行を禁止する。	
船舶検査の有効期間		平成35年5月16日まで(有効期限切れ)	
船	船質		FRP
	主要項目	長さ(LR)	6.34m
		幅(BR)	2.35m
		深さ(DR)	1.06m
		全長	7m以上12m未満
総トン数			
体	製造者名		ヤマハ発動機(株)
	製造者型式		GC2
	製造番号		0810001
	予備検査番号		92-9384
	船体識別番号		JP-MLIT0146089B
機 関	機関の種類		船外機
	製造者名		スズキ(株)
	製造者型式		11502F
	製造番号		212920
	予備検査番号		
	連続最大出力		84.60KW 115.0PS
	連続最大回転数		5,500rpm

第2節 点検整備等内容

第1章第3節3-1に記載した作業内容の詳細は以下のとおりである。

1. 船舶陸揚げ・揚げ下ろし

現在、船舶「万里号」はインクライン上に保管されているが、インクライン脇の揚陸用ジブ

クレーンにより陸揚げし、点検整備等を実施するものとする。ただし、吊り具等必要な資機材は受注者が用意するものとする。

船外機分解整備終了後は、揚陸用ジブクレーンによりインクライン上に運搬し、インクラインにより湖面に下ろし、ダム湖にある係船設備に係留するものとする。なお、係留の際にエンジンを作動させてはならない。

2. 船外機分解整備

船外機については、過年度の点検整備の中で冷却水が排出されない不具合が確認されていることから分解整備を実施するものとする。また、分解整備に合わせて劣化等が確認された部品については、追加で部品交換を指示することがある。この場合については設計変更の対象とする。

なお、分解整備を実施するにあたっては工場での整備を実施するものとする。ただし、運搬にあたっては健全な箇所を損傷させないように十分注意して行うものとする。

3. 船舶点検

別紙-1「船舶点検チェックシート」にある項目の船舶点検を行うものとする。ただし、試運転については、船舶を湖面にある係船設備に係留し実施するものとする。

点検の結果、不具合が確認された箇所については追加整備を指示することがあるが、その場合は設計変更の対象とする。

4. 船舶検査受検代行

現状、船舶「万理号」の船舶検査証書の有効期限は切れていることから、船舶点検終了後は、湖面上での使用のため関係法令で指定された船舶検査を受検する必要があることから、その受検代行を行うものとする。

なお、船舶の状態または検査機関の都合その他によって履行期間内に船舶検査を受検できない場合は発注者と協議するものとする。

上記において、受検代行とは、検査申請に始まり検査時の立会までのことをいう。また、検査申請とは、本件に係わる小型船舶の検査等に関する申請に際し、一切の権限・事務手続きを委任する手続きをいい、検査時の立会いとは、検査員との技術的な応対を行うことをいう。

以 上

別紙-1 船舶点検チェックシート

施設名	汽船 万里号		稼働形態	待機系
設備名	船舶設備		設備区分	—
サブシステム名	船体・駆動・推進部・燃料・小型船舶用法定備品		点検実施日 令和 年 月 日	点検実施者
			点検前の準備・確認	点検後の状態復帰・確認
装置区分	点検項目		点検実施状況	
	点検内容	点検方法	実施項目	備考
【船体一般】			定期点検	
本体	変形・損傷	目視により船体各部に変形や損傷がないか確認する。	結果	
燃料タンクルーム	変形・損傷	目視により変形や損傷がないか確認する。		
バッテリールーム	変形・損傷	目視により変形や損傷がないか確認する。		
船体内部	ドレン等	目視によりドレンプラグが正常であるか、ビルジが溜まっているか確認する。		
表示灯	作動状態	目視により各種表示灯が点灯するか確認する。		
係留金具	取付状態	目視により損傷がないか確認する。		
水上確認	状態	安定状態・喫水状態を確認する。		
【駆動・推進部】				
エンジン	漏水・漏油	目視によりエンジン内部の漏水や漏油がないか確認する。		
	作動状態	運転して作動状況が正常であるか確認する。		
	固定状態	船外機が船体に確実に固定されているか確認する。		
	エンジンオイル	目視により油量が適正であるか、また油質が正常であるか確認する。		
	エンジンオイルフィルタ	目視により汚れがないか確認する。		
	オイルタンク	目視により損傷・漏油・ドレン排水の状態を確認する。		
	タイミングベルト	目視により亀裂等の劣化がないか確認する。		
	ギヤオイル	目視により油量が適正であるか、また油質が正常であるか確認する。		
	燃料フィルタ	目視により汚れがないか確認する。		
	キャブレタ	差動状況を確認し、必要であれば調整を行う。		
	スパークプラグ	取り外し目視により焼け具合を確認し、また劣化がないか確認する。		
給油状態	各部グリス給油状態を確認する。必要であれば給油を行う。			
冷却水インペラ	目視により冷却水が正常に排出されているか確認する。			
ドリム・チルト	損傷	目視により損傷および腐食等がないか確認する。		
プロペラ	損傷・取付	目視により破損がないか確認し、取付状態も確認する。		
プロペラシャフト	損傷・取付	目視により破損・漏油等がないか確認する。		
スロットル・蛇	作動状態	操作によりスロットルおよび蛇の作動を確認し、必要に応じて調整する。		
ケーブル・配管等	損傷	目視によりケーブル・配管等の傷み具合を確認する。		
【燃料】				
燃料タンク	変形・損傷	目視により変形や損傷がないか確認する。また、燃料の残量もあわせて確認する。		
	燃料フィルタ	目視により損傷や汚れがないか確認する。		
燃料ホース	亀裂・漏れ	目視により亀裂や燃料漏れがないか確認する。		
【電気系統】				
バッテリー	バッテリー	目視により液量・電圧・比重を確認し、端子の締め付けも確認する。		
	バッテリーターミナル	清掃状態、接続状態を確認する。		
	各配線	損傷状態、接続状態を確認する。		
電源スイッチ	損傷状態	損傷がないか、正常に作動するか確認する。		
ヒューズ	取付状態	取付状態を確認する。		
【操作装置】				
操作装置等	操舵機	作動状況を確認する。		
	クラッチレバー	作動状況を確認する。		
	スロットルレバー	作動状況を確認する。		
電源スイッチ	緊急停止スイッチ	作動状況を確認する。		
ヒューズ	ケーブル・配管	作動状況を確認する。		
【小型船舶用法定備品】				
係船装置	係船索(ロープ)	2本備えていること。		
	アンカー・錨	1セット備えていること。		
救命設備	小型船舶用救命胴衣	定員と同数を備え、損傷がないか、反射材が貼付されているか確認する。		
	小型船舶用救命浮環	1個備えていること。		
	小型船舶用信号紅炎	2個を備え、有効期限が切れていないこと。		
消防設備	赤バケツ	1個備えていること。		排水バケツと兼用
航海用具	笛	1個備えていること。		
一般備品	工具	1組(ドライバ・レンチ(モンキーレンチ1本)・プライヤー・プラグレンチ)備えていること。		
【その他備品】				
オール・ボートフック	オール・ボートフック	オール2本とボートフック1本備えていること。		

注) 1. 点検結果の判定は、次による。V: 正常、△: 経過観察または要精密点検、×: 異常
 2. 点検が実施できなかった場合は/を記入する。
 3. 測定、計測を行ったものは数値を記入する。

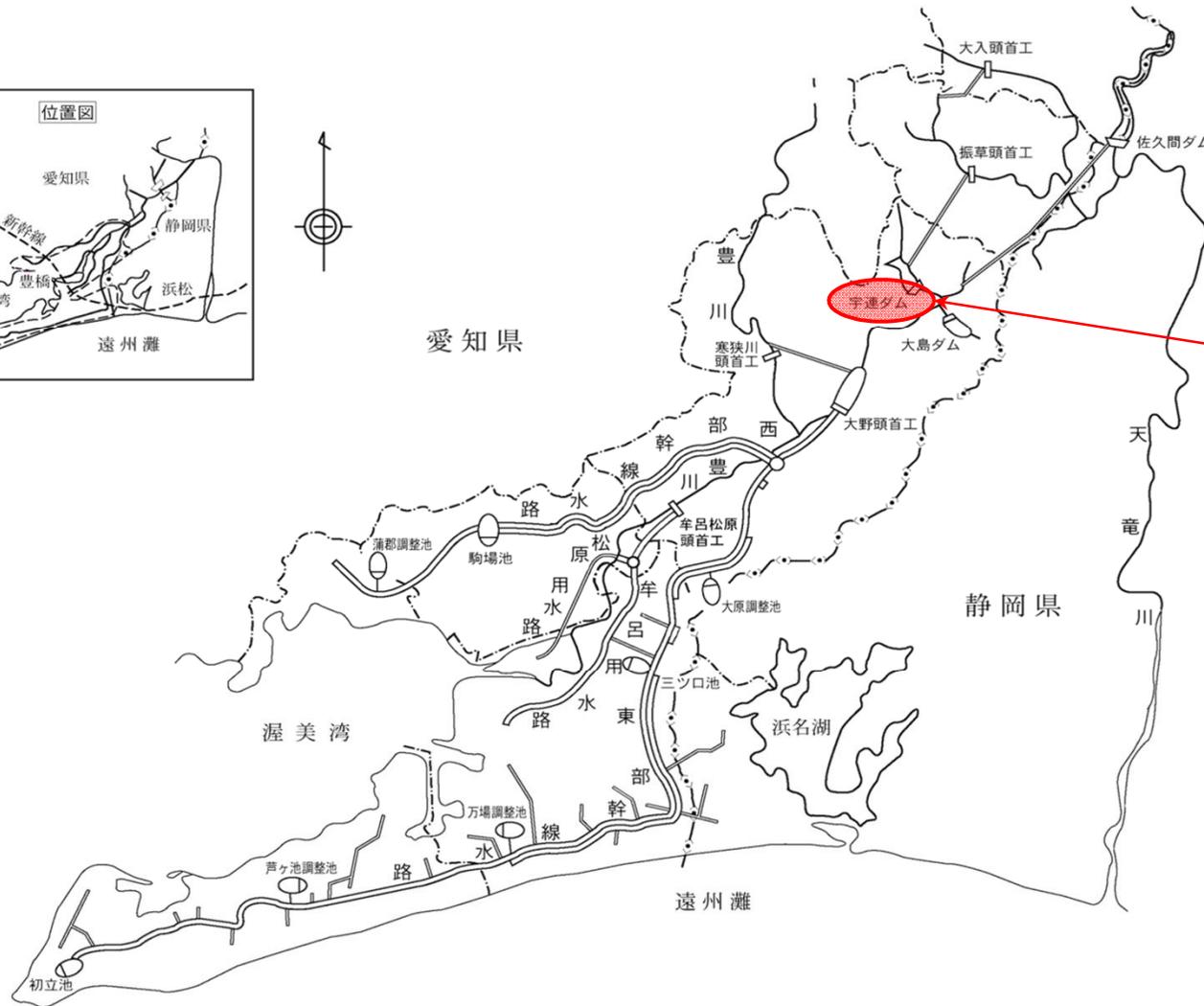
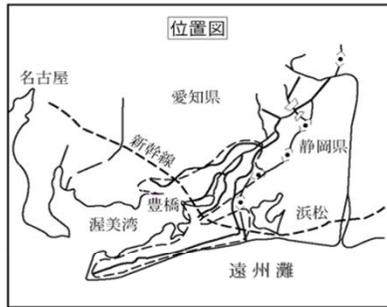
特記事項

業務数量総括表

業務名：船舶「万里号」点検整備等業務

業務数量総括表

業務名	船舶「万里号」点検整備等業務 (当初)			事業区分	機械設備		
				業務区分	船舶点検		
業務区分・工種・種別・細別		規 格	単 位	数量(今回)			摘要
船舶点検			式	1			
船舶陸揚げ・揚げ下ろし			〃	1			
船外機分解整備			〃	1			
船舶点検			〃	1			
船舶検査受検代行			〃	1			
派遣費			〃	1			
点検整備価格			〃	1			
消費税相当額			〃	1			
点検整備費			〃	1			



船舶の所在地
愛知県新城市川合字大嶋地内
宇連ダム

この見積参考資料は、見積参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料である。したがって、この見積参考資料は契約上の拘束力を生じるものではない。

【見積参考資料】

業務名	船舶点検整備等業務
名称	船舶の所在地
整理番号	1/2
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所	



揚陸用ジブクレーン

インクライン

宇連ダム係船設備

この見積参考資料は、見積参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料である。したがって、この見積参考資料は契約上の拘束力を生じるものではない。



汽船 万里号



汽船 万里号
船外機

【見積参考資料】

業務名	船舶点検整備等業務
名称	現地状況写真
整理番号	2/2
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合管理所	

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
豊川用水総合管理所長 山本 政彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年9月12日に交付された「船舶「万里号」点検整備等業務」の見積
依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

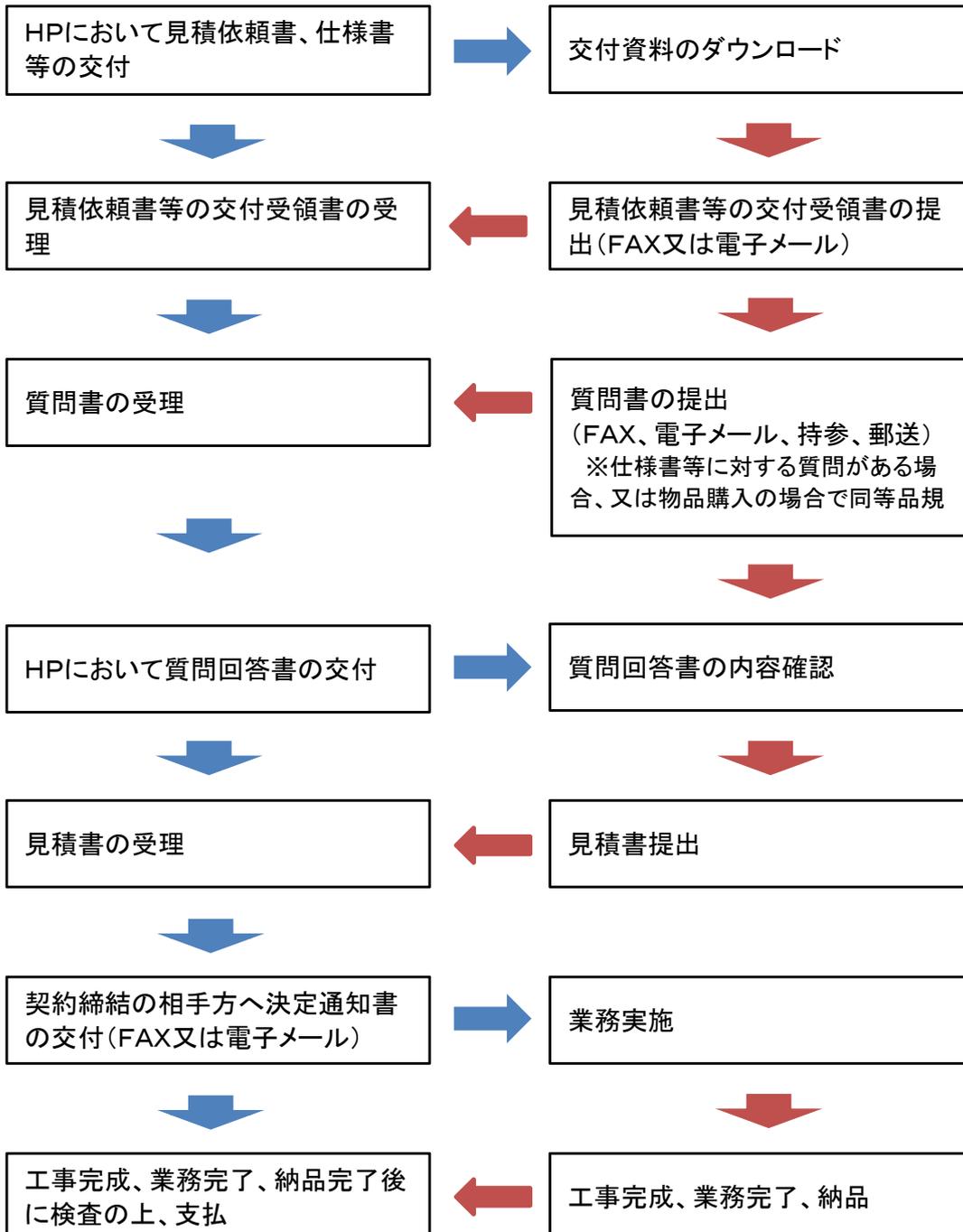
見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。

オープンカウンタ方式による 調達方法フロー

水資源機構

業者様



オープンカウンタ方式による見積手順

豊川用水総合管理所より見積を依頼した件名について、見積依頼書及び仕様書等を豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンタ方式による調達情報」に掲載しておりますので、見積参加希望の方は下記の【手順】により見積書の提出をお願いいたします。

【手順】

- ① 豊川用水総合管理所ホームページ「オープンカウンタ方式による調達情報」に見積依頼内容を掲載しておりますので、依頼内容をご確認ください
- ② 依頼内容を確認し、見積合わせに参加希望される方は「見積依頼書等の交付受領書」を提出してください。受領書の提出先は「見積依頼書3. 4) 提出先」のFAX番号又はメールアドレスをお願いします。
- ③ 見積依頼内容に質問がある場合は、見積依頼書に記載された提出期限までに FAX 又は電子メールのいずれかにより機構に提出してください。
- ④ ③の質問について、質問書提出期限の翌日に豊川用水総合管理所ホームページに回答書を掲載しますので、その内容を確認し見積書を提出してください。
- ⑤ 見積書は見積依頼書に記載された提出期限までに FAX 又は電子メールにより提出してください。
- ⑥ 決定通知は契約締結の相手方のみ通知します。(FAX 又は電子メール)
- ⑦ 辞退する場合、辞退届の提出は必要ありません。

【オープンカウンタ方式とは】

- オープンカウンタとは、工事、コンサルタント業務及び物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。
- 詳細の内容は、豊川用水総合管理所ホームページ「豊川用水総合管理所におけるオープンカウンタ実施説明書」及び「調達方法フロー」をご覧ください。

【留意事項】

- 見積書の提出は、別添「見積依頼書」に記載された提出期限までに、FAX又は電子メールで送信してください。
なお、送信先は「見積依頼書」の提出先に記載されたFAX番号又はメールアドレスとします。また、送信後は、機構へ受信確認の電話連絡をしてください。
- 入札心得書等は次のホームページに掲載していますのでご利用ください。
<https://www.water.go.jp>

【問い合わせ先】 愛知県豊橋市今橋町8番地

独立行政法人水資源機構豊川用水総合管理所 経理課

TEL0532-54-6502

FAX0532-54-6517

メール nyukei_toyogawa@water.go.jp